

# 

新婚さんが新生活を始めるための住居費・引越費用等を補助します

## 補助額

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合 1世帯当たり 60万円 を上限に補助します。

それ以外の場合

1世帯当たり 30万円 を上限に補助します。

# 対象となる方

次の①~⑨を全て満たす世帯が対象です。 ⑨と⑪は申請する費目により必要な条件です。

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに 婚姻届を提出し受理された世帯
- ②申請日時点における直近の所得証明において夫婦の 所得を合算した金額が500万円未満である世帯 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は世帯所得から 貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- ③夫婦共に婚姻時における年齢が39歳以下の世帯
- ④申請日時点において夫婦の双方の住民票の住所が 該当住宅の住所となっている世帯
- ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ⑥過去にこの制度の補助を受けている者がいない世帯
- ⑦居住する全員が昭和村暴力団排除条例に規定する 暴力団員を含まない世帯
- ⑧居住する全員が村税等を滞納していない世帯
- ⑨令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に、結婚を機に昭和村内にある住居を購入・賃貸した世帯 ※住居の購入は、新築住宅を除く。
- ⑩令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に、結婚を機に昭和村内にある住居に専門業者を利用して引越しした世帯

# 対象となる費用

令和5年3月1日から令和6年3月31日までに 支払った次の費用が対象となります。

#### 住居費

物件購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、 仲介手数料、リフォーム費用

#### 引越費用

引越業者や運送業者への支払い

#### 申請方法

令和6年3月31日までに、次の書類を添えて 企画課・地域振興係窓口へ申請してください。

#### 購入・賃貸・引っ越し・共通で必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)
- ③新婚世帯全員の住民票
- ④申請日における直近の夫婦の所得証明書
- ⑤返還額がわかる書類 (貸与型奨学金を返済している場合)

## 購入・リフォームの方

- ①物件の売買契約書及び領収書の写し
- ②リフォームに係る契約書及び領収書の写し

#### 賃貸の方

- ①物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- ②住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)

## 引っ越しの方

引越費用に係る領収書の写し



お問い合わせ・申請窓口 ※事前にご相談ください

昭和村役場 企画課 地域振興係 電話:0278-24-5111 FAX:0278-24-5254